

令和 8 年 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 2 月定例会会議録
目 次

第 1 号（2 月 5 日）

目次	1
招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
管理者招集挨拶	6
議案第 1 号	7
議案第 2 号	10
議案第 3 号	11
議案第 4 号	12
閉会の宣告	17

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第232号
令和8年1月26日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 円 谷 憲 人

令和8年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和8年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

令和8年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和8年2月5日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和8年1月26日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 芝 田 裕 美

令和8年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 2月定例会

令和8年2月5日(木)

午後3時開会

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について

日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)

日程第6 議案第4号 令和8年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	後	関	俊	一	議員	2番	徳	本	光	香	議員
3番	村	越		誠	議員	4番	伊	福	幸	一	議員
5番	平	田	新	子	議員	6番	鈴	木	清	丞	議員
7番	葛	山	繁	隆	議員	8番	伊	藤		仁	議員
9番	塚	本	竜	太郎	議員	10番	小	易	和	彦	議員
11番	広	沢	修	司	議員	12番	円	谷	憲	人	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管	理	者	芝	田	裕	美	君		
副	管	理	者	太	田	和	美	君	
副	管	理	者	笠	井	喜	久	雄	君
監	査	委	員	河	合	謹	爾	君	
会	計	管	理	者	星	野	里	香	君

事務局 長	中 川	聡 君
事務局 次 長	山 崎	弘 道 君
総 務 課 長	國 松	悟 史 君
あ じ さ い 所 長	山 崎	弘 道 君
し ら さ ぎ 所 長	栗 原	稔 君
総 務 課 主 幹	沼 中	裕 一 郎 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	村 松	宏 樹
白井市環境課長	鈴 木	陽 介
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	高 野	章

事務局職員出席者

総務課庶務係長	竹 田	秀 明
総務課庶務係主事	鈴 木	翔 斗

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（円谷憲人議員） それでは、定刻となりました。本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和8年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）、議案第4号 令和8年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上4件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（円谷憲人議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から定期監査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

次に、本年1月11日から監査委員となりました河合謹爾監査委員に、自席にてご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（河合謹爾君） 河合謹爾と申します。監査委員を仰せつかりました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（円谷憲人議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（円谷憲人議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、2番、徳本光香議員、3番、村越誠議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（円谷憲人議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（円谷憲人議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（円谷憲人議員） それでは、ここで管理者から招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和8年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案4件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

先ほどご紹介がありましたが、このたび河合謹爾氏を新たに監査委員としてお迎えすることとなりました。河合監査委員におかれましては、当組合の財務に関する事務事業の執行や経営的な財政運営につきまして、豊富なご経験と高い見識をもって適切かつ公正な監査にご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、都市公園整備事業につきましては、現在、さわやかボール遊び広場につきまして、令和8年度開園に向け整備を進めているところではございますが、令和8年度予算においては第2期整備に位置づけされている（仮称）西側スポーツ広場の実施設計業務を計上しました。本事業は、廃棄物処理施設周辺整備基本計画の着実な実現に向けた事業であり、地域の皆様がより快適に利用できる環境づくりを進めるものでございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めようとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案して改定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）につき

ましては、一般職の職員の給料月額が改定されたことから、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額の変更を行おうとするものでございます。

最後に、議案第4号 令和8年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ35億1,952万円とするもので、前年度と比較し、率にして7.4%、額にして2億8,063万4,000円の減となっております。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議案第1号

○議長（円谷憲人議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第1号を御覧ください。本案における組合職員の給与の支給につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、令和7年鎌ヶ谷市議会12月会議におきまして給料月額を2%削減する条例案が可決されたことから、当組合においても給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めようとするものでございます。

条例の概要でございますが、職員の給与の特例として令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間及び令和9年4月1日から令和9年6月30日までの間、職務の級が3級以上である者に対しては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を減じて、給料として支給することを定めるものでございます。

なお、附則でございますが、第1項は、施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

第2項は、令和6年2月に制定した柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例については、廃止することを規定しております。

以上で議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（円谷憲人議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました徳本議員、鈴木議員について質疑を認めます。

初めに、徳本議員について質疑を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） では、通告しました3問について質問いたします。

2年に1度、3か月間行われる給与の減額ですが、改めて理由を確認させてください。

2問目が、当組合で給与の減額対象になる職務の級が3級以上という職員の方の人数は何人でしょうか。

3つ目が、当組合の職員の方について、減額される額が一番少ない人が月額幾らで、多い方は月額幾らでしょうか。

以上です。

○議長（円谷憲人議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第1号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。お尋ねの1点目、減額措置につきまして、改めて理由を確認されたいとのこととございました。当組合の職員給与につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条に基づき、鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例を準用しております。このたび令和7年12月の鎌ヶ谷市議会において、給与水準の適正化を図るため、職員の給料月額を2%削減する内容の条例の一部改正が可決されたことを踏まえ、当組合におきましても、給与水準の適正化を図るため、同内容の減額を行うものでございます。

次に、2点目、給与の減額対象になる職員の人数についてでございますが、減額措置の対象となる職員は、組合職員22人のうち17人でございます。

次に、3点目は、職員の減額される額が一番少ない月額と多い月額についてでございますが、今回の減額措置による影響額が最も少ない者は、月額約6,000円となり、影響が最も大きい者は、月額約9,000円の減額となる試算でございます。

以上でございます。

○議長（円谷憲人議員） 第2問、徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 追加の質問はないのですが、ちょっと一言だけ意見を述べさせていただいて終わります。

お答えいただいて、一般の給与水準よりも高いということで、2%削減ということで、職員さん22人のうち17人対象ということで、ほとんどの職員さんが減額される。また、3か月分ということなので、1万8,000円から2万7,000円の減額ということでした。私どもの日本共産党としては、基本的に、もう日本の給与水準というのが世界に比べても上がらずに低いということも考えまして、もう給与は基本的に上げていくべきだという考えです。下げるべきではないというふうに申し添えまして、質問は

以上とします。

○議長（円谷憲人議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

次に、鈴木議員について質疑を認めます。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） 柏の市議会議員、鈴木清丞です。では、通告書に従い、多少ダブる部分がありますが、質問させていただきます。

まず1点目、この条例制定の経緯に関してお願いいたします。多分同じになるのかなというふうに思います。

2番目、千葉県内の自治体で同様な条例があるのかどうかお示してください。

3点目、対象者は先ほど22名中17名とありましたが、出向の職員、それから、組合採用職員等いらっしゃると思いますので、それ別での人数をお示してください。

4点目、この条例制定による令和8年度予算への影響額は幾らになるのかお示してください。

以上です。

○議長（円谷憲人議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第1号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは4点ございました。お尋ねの1点目、条例制定提案の経緯についてでございますが、給与水準の適正化を図るため平成25年度から実施しているものであり、給与条例を準用する鎌ヶ谷市においても同様の減額措置を実施しているところでございます。

次に、2点目は、千葉県内の自治体における同様の条例についてでございますが、令和7年度において、給与の独自削減を実施している自治体は、鎌ヶ谷市を除き7団体ございます。これらの自治体が講じている措置は、いずれも当組合が実施している削減内容と同一のものではなく、具体的には管理職を対象とした削減や地域手当の見直しによる削減など、各市町村がそれぞれの財政状況や組織体制に応じて異なる手法を採用している状況でございます。

次に、3点目は、出向職員、組合採用職員別の対象人数についてございましたが、対象職員は組合職員22人のうち3級以上の職員である17人が減額措置の対象となり、構成団体からの派遣職員は7人、組合採用職員は10人全員が対象となります。

次に、4点目は、条例の制定による令和8年度予算への影響額についてでございますが、影響額は全体で年間約41万円の減額となる試算でございます。

以上でございます。

○議長（円谷憲人議員） 第2問、鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） 1点目の制定の経緯のところ、「給与水準の適正化を図るため」とあるのですが、その意味合いですね、どういう意味での適正化なのか。現状が適正でないのかどうか、そ

の辺を説明をもう一度お願いします。

○議長（円谷憲人議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（國松悟史君） それでは、私からは、議案第1号に関する再質疑についてお答えいたします。

給与水準の適正化につきましては、国や千葉県内の自治体との比較を踏まえ、適正な水準となるよう取り組むものでございます。給与水準を示す指標の一つとしてラスパイレス指数があり、国家公務員を100として地方公務員の給与水準を示す一般的な指標でございます。給与条例を準用する鎌ヶ谷市におきましては、この指数との関係から給与水準の調整が必要と判断され、独自の給与減額措置が講じられており、当組合におきましても同様の考え方にに基づき、必要な措置を実施しようとするものでございます。

私からは以上です。

○議長（円谷憲人議員） 第3問、鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） 最後、要望を述べて終わりたいと思います。今示された適正化、ラスパイレス指数というふうな形でも示されておりますが、当組合の職員はたかだか22名、総額で41万円の減額でしかありません。そういう減額をするよりも、職員の皆さんにしっかり働いてもらうためには減額することなく支給するべきだと私は考えます。そういう意見を述べて、第3問といたします。

以上です。

○議長（円谷憲人議員） 以上で鈴木議員の質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（円谷憲人議員） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（円谷憲人議員） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第2号を御覧ください。本案は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例が、令和7年鎌ヶ谷市議会12月会議におきまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、一般職の職員の給料月額等が改定されたことから、当組合においても会計年度任用職員の給料及び報酬の上限額を改定しようとするものでございます。

なお、附則でございますが、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（円谷憲人議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第2号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（円谷憲人議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（円谷憲人議員） 日程第5、議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案第3号を御覧ください。本案は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を変更しようとするものでございます。概要でございますが、令和7年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例が一部改正されたことから、一般職人件費を補正するものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳出の2款1項総務管理費に183万7,000円、3款1項清掃費に307万4,000円を追加し、その財源として5款1項基金費を491万1,000円減額するものでございます。

次に、4ページ、5ページを御覧ください。歳出の詳細でございますが、2款1項1目一般管理費において一般職人件費183万7,000円を、3款1項1目し尿処理費において一般職人件費55万9,000円を、2目ごみ処理費において一般職人件費163万6,000円を、4目周辺整備費において一般職人件費87万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。5款1項1目財政調整基金費につきましては、各一般職人件費の追加額を財政調整基金からの財源とするため、491万1,000円を減額するものでございます。

なお、給与費明細書につきましては、8ページから10ページに添付してございます。

以上で議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（円谷憲人議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第3号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（円谷憲人議員） 起立全員でございます。

よって、議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（円谷憲人議員） 日程第6、議案第4号 令和8年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第4号 令和8年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度の予算編成に当たりましては、物価高騰など厳しい社会経済情勢の中、限られた財源で安定的かつ着実に組合事業を遂行するため、これまで培ってきた知識や経験を活用し、効率的で効果的な予算編成に努めるものとなりました。

それでは、令和8年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合予算書の1ページを御覧ください。第1条は、歳入歳出それぞれ予算総額を35億1,952万円とし、第2条は地方債について、第3条は一時借入金について、第4条は歳出予算の流用について定めるものでございます。

次に、2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出の総額は、前年度比2億8,063万4,000円減となり、歳入歳出それぞれ35億1,952万円とするものでござい

す。

次に、4ページを御覧ください。第2表、地方債につきましては、クリーンセンターしらさぎの設備更新事業及び都市公園整備事業に対し、所要の事項を定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書より、まずは歳入の主な項目からご説明申し上げます。8ページ、9ページを御覧ください。1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比2億1,501万7,000円減の29億4,646万5,000円を計上いたしました。構成市ごとの負担金額は、柏市が前年度比1億194万8,000円減の9億7,469万8,000円、白井市が前年度比44万1,000円減の1億6,675万2,000円、鎌ヶ谷市が前年度比1億1,262万8,000円減の18億501万5,000円となっております。

次に、10ページ、11ページ下段を御覧ください。2款2項手数料につきましては、し尿手数料及びごみ手数料に分かれておりますが、それぞれ搬入実績が減少傾向にあることから、前年度比416万4,000円減の2億7,623万9,000円を計上いたしました。

次に、12ページ、13ページ上段を御覧ください。3款国庫支出金につきましては、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金について、前年度は工事費を対象としておりましたが、本年度は実施設計業務を対象とすることから、前年度比5,361万5,000円減の571万4,000円を計上いたしました。

次に、14ページ、15ページ上段を御覧ください。7款1項1目雑入につきましては、PETボトル有償入札拠出金の減少などにより、前年度比777万4,000円減の7,818万1,000円を計上いたしました。

こうしたことから、歳入総額は前年度比2億8,063万4,000円減の35億1,952万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。22ページから25ページを御覧ください。

3款1項1目し尿処理費につきましては、委託料等が増額となる一方で、前年度実施した工事費が減額となることなどから、前年度比345万8,000円減の4億887万円を計上いたしました。

次に、24ページから29ページを御覧ください。2目ごみ処理費につきましては、前年度実施した数年置きのご委託業務や処理方式変更に伴う経費及び設備更新事業による修繕や更新作業等の効率的な実施などから、前年度比8,993万2,000円減の11億3,589万1,000円を計上いたしました。なお、設備更新事業は地方債を活用して実施いたします。

次に、28ページから31ページを御覧ください。3目共同化処理費につきましては、ごみ処理の構成市単独処理に要する経費となりますが、柏市分では資源品や不燃ごみ等処理方式変更に伴い、委託業務に増減が生じた中で、前年度比451万3,000円減の3億8,712万8,000円となりました。鎌ヶ谷市分では、不燃ごみ等処理方式の変更に伴い、新たな業務や係る経費負担などから前年度比3,684万円増の7億9,933万2,000円となり、共同化処理費総額では前年度比3,232万7,000円増の11億8,646万円を計上いたしました。

次に、32ページから37ページを御覧ください。4目周辺整備費につきましては、都市公園の維持管理において、新たにさわやかボール遊び広場の管理経費などが増額となる一方で、さわやかプラザ軽

井沢の修繕や更新工事等が減額となり、また、都市公園整備事業では新たに（仮称）西側スポーツ広場実施設計業務委託を国庫支出金や地方債を活用して実施する一方で、前年度実施した工事費が減額となることなどから、前年度比1億3,384万1,000円減の3億3,187万7,000円を計上いたしました。

次に、36ページ、37ページを御覧ください。4款公債費でございますが、クリーンセンターしらさぎにおいて実施したダイオキシン類対策事業の償還が終了したことから、前年度比8,737万6,000円減の3億3,463万1,000円を計上いたしました。

こうしたことから、歳出総額は、前年度比2億8,063万4,000円減の35億1,952万円を計上するものでございます。

以上で議案第4号 令和8年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（円谷憲人議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました徳本議員について質疑を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） では、6問質問いたします。予算概要の2ページに当たるのですが、不燃物の処理方式の変更により何が変わるのかご説明願います。

2つ目に、概要の12ページで、アクアセンターあじさいの修繕項目は増えたようです。一方で、工事請負費が減額になる理由は何でしょうか。

3つ目が、概要の13ページで、ごみ処理費が前年度比7.3%分の減り、減で8,994万円の減とした根拠は何でしょうか。

4つ目に、概要の14ページ、予算書で言うと33ページです。周辺整備事業の管理運営について、それぞれの委託料の委託内容について、何をどのくらいの頻度で委託するのかなど伺います。

5つ目に、予算書の31ページ、共同化処理費の柏市分について、不燃ごみの処理方式の変更についてご説明願います。

6つ目に、同じく柏市の新たな資源品の処理委託と従来実施していた業務の廃止についてご説明願います。

以上です。

○議長（円谷憲人議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第4号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは6点ございました。お尋ねの1点目、5点目、6点目につきましては、不燃ごみや資源化の新たな処理等に関連する内容でございますので、一括してお答えさせていただきます。

初めに、柏市沼南地域及び鎌ヶ谷市の不燃ごみ並びに柏市沼南地域の資源品の処理につきましては、現在、処理を実施している中間処理施設は、法的に必要な手続が行われていないことから適正な処理

業務を確保するため、令和8年度から新たな処理先に変更するものでございます。

次に、処理方式の主な変更点でございますが、これまで不燃ごみにつきましては、中間処理施設で破碎処理し、原則、全量をクリーンセンターしらさぎにて焼却処理しておりましたが、令和8年度からは直接焼却するものと新たに資源化するものに分散することで資源化率の向上を図ろうとするものでございます。

また、資源品の瓶、缶の処理につきましても、新たな処理先に変更しますが、処理方式につきましては、これまでと同様、素材や色ごとに選別し、資源化処理を行うものでございます。

次に、2点目、アクアセンターあじさいの修繕及び工事の増減についてでございますが、アクアセンターあじさいの施設設備の修繕及び工事につきましては、施設の安全かつ安定的な操業を図るため定期点検や日常点検などにより、施設の劣化状況や設備の稼働状況を踏まえ、計画的に実施しております。このような中、令和8年度におきましては、設備機器の整備や部品交換を行うなどの修繕を要する項目が前年度と比較して増加しましたが、設備機器の更新等に係る工事につきましては、現状の設備状況を踏まえ、次年度以降に実施するため、前年度と比較して減額となったものでございます。

次に、3点目は、ごみ処理費が前年度比8,994万円減額したことについてでございますが、主な要因としましては、クリーンセンターしらさぎに係る修繕料及び工事請負費について、施設の安全性や機能維持に支障が生じない範囲で、個々の事業の重要度や緊急性を精査し、その結果、前年度当初予算における修繕料と工事請負費の合計額と比較して9,533万円減額となったものでございます。

最後に、4点目は、周辺整備事業の管理運営に要する経費に係る4件の委託業務についてのお尋ねでございました。

初めに、地下水質概況分析業務委託9万4,000円でございますが、藤ヶ谷地区4世帯と、さわやかプラザ軽井沢の井戸、計5か所について、年1回水質調査を実施しております。

次に、斜面緑地等管理業務委託87万3,000円でございますが、廃棄物処理施設周辺地域の緩衝緑地において、草刈りを年2回、清掃をおおむね週1回実施しております。

次に、周辺整備美化事業業務委託252万5,000円でございますが、さわやかプラザ軽井沢から藤ヶ谷ふれあいセンターまでにおいて、花植えを年2回行い、水まき等維持管理を通年で実施しております。

最後に、非常用災害井戸点検業務委託10万円でございますが、さわやかプラザ軽井沢敷地内に設置している非常用災害井戸について、設備の作動確認、薬液や燃料の交換及び水質検査を年2回実施しております。

以上でございます。

○議長（円谷憲人議員） 第2問、徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 柏市の沼南地域と鎌ヶ谷市の不燃ごみと資源品の処理について、今までこの組合議会の議員さんからも、法的に問題があるって指摘があった、あの中間処理施設については、法的に合法的な方式に変えるということによかったなというふうに思います。あと、ご回答でありまし

たとおり、全部クリーンセンターしらさぎで焼却していた不燃ごみについても、資源化率向上を図るということで、これもよかったと思います。

ごみの削減について、追加で2問ご質問します。1つ目が、ごみ処理費の減について、ごみの搬入量を減らす。つまりごみ削減を見越しての減なのかと考えたのですが、ごみ削減を反映したというわけではないということでしょうか。

2つ目が、新年度のごみ削減の目標と、それによるごみ処理料はどのくらい減る見込みでしょうか。以上です。

○議長（円谷憲人議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（國松悟史君） 私からは、議案第4号に関する再質疑のうち1点目、ごみ処理費の減がごみ削減を反映したものではないということなのかについてお答えいたします。

ごみ処理費減額の主な要因は、修繕料や工事請負費の見直しによるものですが、併せて焼却対象量の減少に伴う処理経費が減額となったことも一因となっております。これは、ごみ搬入量の削減を見越した減少ではなく、新たな不燃ごみの処理方法の導入に伴い、これまで焼却していた不燃ごみの一部を資源化することで焼却対象量が減少したことによるものです。

私からは以上です。

○議長（円谷憲人議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（栗原 稔君） 私から、新年度のごみ削減目標とごみ処理料の削減額見込みについてお答えいたします。

ごみ削減目標につきましては、当組合の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に基づき、2028年度を中間目標として、1人1日当たり家庭系ごみ排出量562グラム、1人1日当たりごみ総排出量743グラム、資源化率21%、最終処分量、年間3,000トン以下の4項目を目標値として掲げております。新年度は、不燃ごみ等の処理方式を変更することで、資源化率の向上と最終処分量の削減が進む見込みとなり、焼却対象量が減少することで需用費や灰・不燃物処分業務委託料等が縮減され、約2,200万円のごみ処理費の削減が見込まれております。

以上でございます。

○議長（円谷憲人議員） 第3問、徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 1回目の回答からまとめますと、やはり不燃ごみの処理方法を新たにしたということと、一部資源化ができるようになることで2,200万円ぐらいごみ処理費が減らせるということが分かりました。

追加の質問はございません。以上です。

○議長（円谷憲人議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

議案第4号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（円谷憲人議員） 起立全員でございます。

よって、議案第4号 令和8年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷憲人議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 3時48分 閉 会